

沖縄国際大学第5次中長期経営計画

(中期計画：令和7年4月1日～令和11年3月31日)

(長期計画：令和11年4月1日～令和14年3月31日)

I. 第5次中長期経営計画策定の目的

1. 第5次中長期経営計画策定の目的

中央教育審議会の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日）中で「高等教育機関が目指すべき姿」として、「学修者本位の教育への転換」が提言され、文部科学省において同答申に基づき制度改革をはじめ様々な施策が講じられており、各高等教育機関においても着実に改革が進められている。

令和4年9月30日には、文部科学省による「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号）、「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示」（令和4年文部科学省告示第130号）、「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程」（令和4年文部科学省告示第131号）がそれぞれ、公布され同年10月1日から施行されている。この改正は、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」及び「厳格性の担保」の観点を踏まえた大学設置基準等の改正が提言されたことを踏まえ、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する所要の規定の整備を行うものである。

また、私立学校法が一部改正（令和元年5月公布）され、学校法人に中長期的な視点に立った安定的な経営が行われるよう、中期的な計画の作成を義務付けると共に、社会からの信頼と支援を受けるため、より積極的な情報公開を求めている。この中では、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立することが求められている。本学では、これに基づき令和6年7月に寄付行為の一部改正に着手している。

様々な問題が山積する今後の大学運営においては、次の点が重要となると考える。

- 「教育」の質保証の再構築
- 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実と強化

18歳人口は昭和41年の約249万人をピークに平成4年の205万人を経て大幅に減少し続けている。令和5年には約119万人で、現状の急速な少子化が続けば2040年には約82万人となり、現在の規模の約75%になることが予想されている。2040年代の大学進学を、過去4年間（平成30～令和3年度）の都道府県別・男女別の進学率の伸び率等を条件にして試算すると51万人で2050年までの10年間は50万人前後で推移すると推計される。このため、地方における私立大学を取り巻く経営環境は今後、より厳しくなるものと思われる。

本学は、令和7（2025）年度に4回目の大学機関別認証評価を受審予定であるが、本年度において第5次中長期経営計画を策定し、計画的な大学運営に努め、大学を取り巻く社会経済情勢が急速に変容してい

く中で本学の将来展望を示しつつ、本学が抱える課題等に迅速かつ的確に対応していく方策を事業計画として明確に示し、PDCA サイクルで展開していく。特に、中期経営計画においては、令和 7 年度を P、令和 8 年度に D、令和 9 年度に C、令和 10 年度に A、そして令和 11 年度に P、…のサイクルを想定している。

今後、大学に係わる届出や認可申請には基幹教員制度への移行が前提とされているため、本学においても、認証評価受審後の令和 8 年度末を目途にして検討を行うこととする。これは、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善等を担う教員の責任性の明確化を図るとともに、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を特に期待するものである。

2. 本学の現状と課題

本学の現状を見ると、令和 5 年度は、学生総数において全国私立大学 5,000 人以上のカテゴリに位置し、学生数は私立大学の上位 112 校中に入っている（全体の約 19%以内）。学生定員充足率は 109%（令和 6 年 5 月時点）で全国平均 100.8%（令和 4 年度）より高くなっている。本学の専任教員一人当たりの学生数は 38 人となり、学生一人当たりの校舎面積は 11 m²であり、今後、改善すべき点であると認識される。

更に、本学の個々の事業は高く評価され、私立大学等改革総合支援事業についても令和元年度（「タイプ I 特色ある教育の展開」）に選定されたが、更なる助成事業に取り組むための組織的連携対応が十分とは言えない。

以上の点から、専任教員一人当たりの学生数について、本学は全国大学平均に比べて多く、教育の質保証の観点からその改善が一つの課題であると考えられる。また、少子化に対応しうる魅力ある学部学科のカリキュラム編成等を検討していく必要もある。本学が、県内において自他共に高く評価され、強い大学を実現し、教育の質保証を実現していくには、大学を取り巻く環境そして本学の現状から考えて、次のような中長期的課題がある。

- ① 少子化に対応しうる教育、特色のある研究、ブランド価値を含めた大学力強化のために施設及び環境の整備・充実を図らなければならない。
- ② 教育力および研究力の向上のために、基幹教員制度に移行し教員充足率を適正水準に改善し、常に十分な教員数を確保していかななければならない。
- ③ 教員の特別任用制度と事務職員の再任用制度については、働き方改革の動向を見据えて将来に向けて雇用制度の見直しを検討しなければならない。
- ④ 文科省の私立大学等改革総合支援事業その他事業への補助金申請と獲得ができるように、業務及び組織改革を行わなければならない。
- ⑤ 予算編成や業務執行における実効性を図るため予算編成の透明性と予算執行の効率性を高める必要がある。
- ⑥ 本学の業務執行が権限と責任に基づいてなされるように組織的運営体制を検討・再構築し、経営ガバナンスの効率性を高めなければならない。
- ⑦ デジタルトランスフォーメーション推進により大学全体としての業務効率改善を図る。

3. 本学の中長期経営計画の方向性

本学の建学精神と教育理念に基づき本学の使命を実現するために、本学の現状と課題及び「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」や令和 3 年以降の自己点検評価書で挙げた改善事項の検討結果を踏まえ、諸課題を解決していくため中長期経営計画を以下のような方向性で策定する。

- ① 学修・教育・研究・交流・連携のための学内体制を再構築し、そのために必要な施設・設備整備や環境整備を実現する。
- ② 基幹教員制度移行と共に、本学教員定数の見直しを検討する。
- ③ 特任教授や事務職再任用等の雇用制度を見直し、教職員数の適正水準を検討し、その確保ができるような雇用制度を検討する。
- ④ 本学の個々の事業が、文科省の改革総合支援事業やその他の助成事業への申請において正当に評価されるような組織的対応ができる体制を検討・再構築する。
- ⑤ 補助金や寄付金等の収入増加を図り、また抜本的な経費節減によって財政基盤の安定化を実現する。
- ⑥ 各部署責任者が、権限と責任に基づき業務を遂行できる仕組みや体制を検討し、大学運営におけるガバナンスを強化する。
- ⑦ デジタルトランスフォーメーションを推進し部署内、部署間、大学全体として業務効率化を実施し、より機動的な組織体制へと再構築を行う。

II. 大学運営及び中長期事業計画の基本方針

1. 本学の使命と大学運営の基本方針

1) : 建学の精神・教育の理念・本学の使命・三つの方針等

(1) 建学の精神 真の自由と、自治の確立

(2) 教育の理念 沖縄国際大学は、沖縄の伝統文化と自然を大切にし、人類の平和と共生を支える豊かな個性と学術文化を創造し、地域の自立と国際社会の発展に寄与する。

(キーワード：平和・共生、個性・創造、自立・発展)

(3) 本学の使命 沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

①アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁の魁となる人材を育成します。

②沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います。

(4) 教育目標

①アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。

②「沖縄」を見つめ探求し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。

③夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

(5) 地域連携・教育目標

①地域協働、産学官連携を推進します。

②地域における生涯学習の拠点にします。

③沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

(6) ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

①自らが生きる社会をより深く理解するために、多様な観点と専門知識を備えた人物。

②自ら課題を発見し、主体性と協調性をもって解決できる人物。

③自ら社会的責任を自覚し、自立した人物。

(7) カリキュラム・ポリシー (教育課程編成方針)

①社会人として自立するために必要な広範かつ基本的な知識・技能を身に付け良識を養うための共通科目の提供。

②自らが専攻する学問的関心を喚起し、専門知識を系統的に習得させるための専門科目の提供。

③専門職業人として社会貢献できる能力を習得させるための専門的な知識と実践的な経

験に基づく資格科目の提供。

④多様な地域との関わりの中で、社会性や国際性を育むための就業体験、国際交流、地域貢献・協働等の機会を与える正課教育や正課外教育・活動の提供。

(8) アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

本学の建学の精神及び理念に賛同し、本学のディプロマ・ポリシーに記されている人間像をめざし、本学のカリキュラム・ポリシーに掲げた能力を伸ばすために必要な「意欲・関心」、「基礎的学力」、「コミュニケーション能力」を身につけた人物を求めます。

2. 中長期事業運営の基本方針

1) **基本姿勢** 本学は、自由、自治、そして自立の下に、「学生と社会に貢献する」ために教育研究その他事業を計画し執行していくことを基本姿勢とする。

2) **基本目標** 沖縄国際大学は、地域に根ざし世界に開かれた大学を目指し、地域を動かし世界につながる人材（万国津梁の沖縄を担う人材）を育成する。

3) 事業運営の基本方針

(1) 意思決定は教育の理念と基本目標の実現に寄与するかで判断する。

(2) 各部署責任者が権限と責任に基づき透明に業務を遂行する。

(3) 自主自律的に協働できるような学内環境をつくる。

(4) 財政基盤の安定化に努めつつ、事業運営及びデジタルトランスフォーメーションに取り組んでいく。

4) 中長期事業計画の基本枠組み

沖縄にある地域密着型私立大学として、経営・財政の安定化を図りつつ健全性を維持し、本学の使命を実現することができるように、中長期的事業を計画的に取り組んでいく。その枠組みは、教育・学修・研究・連携・交流の諸事業の執行体制を強化拡充し、そのために必要不可欠な施設及び環境の整備を進めていくと共に、各部署でPDCAサイクルによって事業に取り組んで行くことができるようにする。

(1) 教育・学修・研究・連携・交流に関する中長期事業計画

①教育・学修に関する事業

②キャンパスライフ支援に関する事業

③キャリア支援・就職活動支援事業

④図書館・情報メディア環境に関する事業

⑤大学院、研究支援、研究所、地域連携に関する事業

⑥国際交流・連携／グローバル教育支援に関する事業

⑦入学者選抜に関する事業

⑧障害者支援に関する事業

(2) 大学教育基盤拡充に関する中長期事業計画

①人事制度、その他制度拡充事業

②防犯・防災及び環境安全管理に関する事業

③キャンパス施設整備拡充事業

④効率的財政運営と財政基盤安定化事業

⑤効率的経営組織体制の強化事業

⑥コンプライアンス推進事業及び規程整備

3. 財政運営の基本方針

大学には、永続的に安定した教育研究活動を行い、有為な人材を育成するという社会的使命がある。しかしながら、入学定員充足率が100%未満の大学は320校(37校増加)、大学全体に占める未充足校の割合は53.3%(6.0ポイント上昇)となるなど(日本私立学校振興・共済事業団『令和5(2023)年度私立大学・短期大学等入学志願動向』2頁)、大学を取り巻く環境は厳しさを増しており、経営基盤の強化及び収支バランスの維持に努めることがますます重要となる。

本学ではこれまで(確認できる限りでは平成19年度以降)、以下の3点を財政運営の基本方針としてきた。

- ①収支バランスのとれた財政運営を図る。
- ②借入金に依存しない財政運営を図る。
- ③自己資金で調達できる限度内での施設設備投資を行う。

この基本方針を再確認するとともに、今後もこの方針を堅持した財政運営を行う。

III 教育・学修・研究・連携・交流に関する事業計画

1. 教育・学修に関する事業

1) 学士力の質保証を実現する学士課程教育の改善・改革

2) FD事業

- (1) グランドデザイン答申を踏まえた将来的な沖縄国際大学における教学マネジメントの取組み

3) TA・SA事業

4) 教育環境の整備充実

5) ICTを活用した授業への支援

2. キャンパスライフ支援に関する事業

1) 学生生活支援に関する事業

- (1) 健康保健に係る体制整備
- (2) 奨学金制度の拡充
 - ①離島遠隔地出身学生支援奨学金
 - ②「授業料減免制度」の運用と検証
 - ③「既存の奨学金制度」の点検評価、見直し
 - ④学校推薦型選抜試験タイプS奨学金の導入

(3) 学生生活相談

(4) 学生生活実態調査

2) 学生生活活動支援に関する事業

- (1) スポーツ活動支援事業
- (2) 文化活動支援事業
- (3) 体育系サークル、文化系サークルリーダー研修会の実施
- (4) 体育会、文化会の事業内容等の見直し
- (5) ボランティア・NPO等活動支援事業
- (6) 厚生会館活性化事業

3) セミナーハウス活用の活性化事業

3. キャリア支援・就職活動支援事業

1) キャリア教育支援事業

- (1) 「キャリア形成セミナー・学年別キャリアガイダンス」等の持続的展開
- (2) 各種資格取得支援体制の継続的強化

2) インターンシップ教育事業

- (1) 「正課内インターンシップ」事業の質的向上と持続的展開
- (2) 「正課外（自己開拓型）インターンシップ」等の情報提供

3) 就職活動支援事業

- (1) 県内就職支援事業の継続的強化
- (2) 県外就職支援事業の継続的強化
- (3) 学部3-4年次学生（大学院・修士2年次学生を含む）への個別サポートの強化
- (4) キャリア支援管理のプラットフォームの導入の検討

4. 図書館・情報メディア環境に関する事業

1) 図書館システム・入退館システム及び周辺機器のリプレイス（図書館/情報センター）

- (1) 図書館システム・リプレイス
- (2) 入退館システム及び周辺機器のリプレイス

2) 図書館サービスの拡充

- (1) 電子書籍の整備・活用
- (2) 学習支援体制の強化
- (3) 学術情報提供サービスの強化
- (4) 学術情報基盤の維持・整備
- (5) 図書館サービスに関する広報活動

3) 持続可能な図書館サービスの構築

- (1) 良質な図書館サービスを持続的に提供するための体制づくり

4) 情報メディア環境の整備強化事業

- (1) 教育用情報機器の整備・維持・拡充
- (2) 情報インフラの整備・維持・拡充
- (3) 教学関連システムの継続運用と改変
- (4) 事務システムの継続運用と改変

5. 大学院、研究支援、研究所、地域連携に関する事業

1) 大学院教育の充実・改善・改革

- (1) 大学院生募集事業の強化
- (2) 各研究科の特徴ある独自事業（産官学連携事業等）

2) 研究支援事業

- (1) 学外研究費獲得支援制度の充実・強化
- (2) 研究倫理教育の推進及び公的研究費コンプライアンス研修の拡充
- (3) 研究成果の社会還元

3) 研究所事業

- (1) 外部資金獲得のための受入体制の検討

- (2) 研究所の所蔵資料に関する有効活用化の検討
- (3) 研究所の事業内容等に関する見直しと検討

6. 国際交流・連携／グローバル教育支援に関する事業

1) 国際交流・連携に関する支援事業

- (1) 留学相談の充実・強化
- (2) 国外協定校の見直しと充実
- (3) 学内交流の「場」の提供
- (4) 留学期間中の危機管理体制の維持
- (5) Buddy 制度の充実
- (6) 国際交流促進室業務体制の強化

2) 語学教育強化に関する支援事業

- (1) 各語学強化プログラムの更なる充実
- (2) Language Peers 制度の充実
- (3) 語学学習促進室業務サポート体制の強化

3) Web サイト・刊行物の充実

4) 多文化交流等に関する事業

7. 入学者選抜に関する事業

- 1) 学生募集情報の提供
- 3) 高大接続に関する事業
 - (1) 入学前教育
- 4) Web 出願の導入

8. 障害者支援に関する事業

IV 大学経営基盤拡充に関する事業計画

1. 人事制度、その他制度拡充事業

1) 教員制度の見直し拡充

- (1) 教員定数の検討
- (2) 多様な教員の登用

2) 事務職員制度及び就業制度の見直し拡充

- (1) 職員配置の改善による事務組織体制の強化
- (2) 再任用職員の活用方法について検討
- (3) SD 事業（事務職員資質向上）

3) 教職員・学生の福利厚生制度の拡充に関する事業

2. 防犯・防災及び環境安全管理に関する事業

1) 防犯防災対策事業

- (1) 備蓄庫設置
- (2) 防火・防災管理講習

2) 環境への取組み

- (1) 構内緑化整備計画

3. キャンパス施設整備事業

1) スポーツ施設整備計画

- (1) 野球場施設修繕工事（防球ネット・芝生維持管理等）
- (2) グラウンド修繕及び周辺整備工事（人工芝張替含む）

2) 駐車場整備計画

- (1) 学生駐車場整備
- (2) 教職員駐車場整備

3) 校舎等建築物補修（塗装等）計画

- (1) 3号館吹き抜け部分外壁工事（雨風防止対策）
- (2) 校舎等外壁塗装工事
- (3) 管財課分室建替工事
- (4) 校舎等建替の検討
- (5) 図書館の施設点検及び各種修繕工事等の実施

4) 福利厚生施設の補修・塗装等計画

- (1) セミナーハウス外壁改修工事

4. 効率的財政運営と財政基盤安定化事業

1) 中期財政計画（年度令和7年4月1日～令和11年3月31日）

- (1) 財政計画の見直し
- (2) 収入計画の見直し
 - ①入学者数の確保・維持
 - ②補助金獲得強化の取組み
 - ③寄付金収入確保のための検討
 - ④資産運用収入
- (3) 支出計画の見直し
 - ①経費節減計画
 - ②固定的経費以外の諸経費の支出抑制
 - ③事業仕分けの実施

2) 長期財政計画（令和11年度～令和14年度）

5. 効率的経営組織体制の強化事業

1) 権限と責任に基づき業務執行する組織体制の構築

- (1) 業務執行組織体制の強化

2) IR活動の強化

3) 監査機能及び自己点検・自己評価活動の拡充と体制強化

- (1) 監査機能の拡充と体制強化
 - ①内部監査の定期的な実施
 - ②監事、公認会計士、内部監査人の連携充実

(2) 自己点検・自己評価活動の拡充と体制強化

- ①継続的な自己点検・評価活動による内部質保証の担保
- ②令和7年度受審予定の認証評価に向けての取組み
- ③令和14年度受審予定の認証評価に向けての取組み
- ④第5次中長期経営計画進捗状況の確認
- ⑤第4次及び第5次中期経営計画達成状況の確認
- ⑥本学の使命、教育目標、地域連携、研究目標について社会情勢の変化への対応状況検証

4) 社会貢献・地域連携に関する組織体制及び取組みの強化

5) 大学広報戦略の強化

(1) 入学希望者支援に係る広報強化

- ①オープンキャンパスの実施
- ②SNS等による広報戦略の充実
- ③大学概要紹介動画の充実
- ④「動画で見るオキコク」の充実

(2) 戦略的大学広報計画の策定とその実施

- ①広報誌等の作成
- ②本学 Web サイトの「Pick Up OKIU」開設
- ③広報活動の検証・見直し
 - ・本学の個性、特色の確認と検討活動の継続
 - ・広報メディアの検証・見直し

(3) 主体的な情報発信

6) 後援会及び校友会との連携強化

7) 国内大学間の連携強化

8) 業務の効率化

9) 会議の電子化

6. コンプライアンス推進事業及び規程整備

1) コンプライアンス推進事業及び規程整備

V 財政計画

1. 事業活動（教育活動・教育活動外）収入計画

1) 学生生徒等納付金収入

本学の収入の大半を占めるのは学生生徒等納付金収入であり、令和4年度決算における学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／経常収入）は、全国平均の73.50%に対し、本学は78.20%であることから、その依存度の高さがうかがえる。

教育環境の整備、補助金要件への配慮並びに学部学科等の認可申請条件の観点から、平成28年度以降、学生募集人員逡減計画を実施してきたが、文部科学省の認可基準の変更を受け、当面の間、令和5年度及び令和6年度の1.13倍を維持することとして収入計画を立てる。

なお、学業不振・進路変更等による中途退学率（除籍・退学者の在学学生に対する割合）が令和3年度は3.7%、令和4年度は3.4%と、全国平均の2.2%（令和3年度）と比べて高いことから、学生の学習・

生活指導及び相談体制を強化・拡充し、全ての入学生が学業を全うできる応援体制を全学的に検討する必要がある。

2) 補助金収入

経常費補助金は、学生生徒等納付金収入に次ぐ本学の収入源であり、令和4年度決算における経常補助金比率（教育活動収支の補助金／事業活動収入）は、全国平均の14.40%に対し、本学は17.58%であり、その依存度が高いことがわかる。

補助金額（一般補助）は、次の4項目による増減率査定に大きく左右される。

- ・A区分：収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率
- ・B区分：専任教員等の数に対する在籍学生数による増減率
- ・C区分：学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合による増減率

財務状況（教職員給与指数、収入超過状況等）、情報公開の実施状況並びに教育の質に係る客観的指標
令和5年度経常費補助金配分額計算表を見ると、補助金基準額に対する上記A区分からC区分のすべてが減額要因として大きく作用している。今後も3つの区分に改善が期待できないことから、特別補助の獲得を全学的に検討する必要がある。令和元年度にタイプI（特色のある教育の展開）に係る補助を獲得したが、今後も私立大学等改革総合支援事業補助金（タイプI～IV）の獲得に向けて、申請要項の吟味と獲得に向けた取り組みを行う。

3) 寄付金収入

現在、後援会・校友会からの寄付を主とし、個人・法人からの寄付金の募集も行っている。しかしながら、令和4年度決算における寄付金比率（寄付金／事業活動収入）は、全国平均の1.90%に対し、本学は1.24%であることから、その依存度は極めて低い。

寄付金収入を増加させるため、まず、公益の増進に寄与する学校法人としての本学の諸活動について、より多くの個人・法人の理解と賛同が得られるよう情報発信に努める。また、本学は寄付者に一定の税制優遇が認められる特定公益増進法人の認可を受けているが、小口の寄付者への減税効果が高い税額控除対象法人の申請に取り組む。さらに、金融機関への口座振込みの他、クレジットカード、インターネットバンキング、Amazon Payなど様々な決済手段を用意するとともに、ふるさと納税制度の団体応援寄付の活用も検討する。

4) 受託事業収入・資産運用収入

かつては、研究所を中心に県内の行政機関及び調査機関等からの受託事業の獲得に向けた取り組みが積極的に行われていたが、現在、その活動は低調であると言わざるを得ない。行政機関等に対し、研究所の有する研究水準、研究遂行能力並びに研究活動量の周知を図る上で、受託事業の獲得は積極的に取り組むべき課題である。また、「地域に根差した大学」として、地域の抱える課題解決に向けた活動（事業）を行うことは意義のあることであり、事業受託の機会を増やす方策を各研究所が主導して検討すべきである。

また、日本銀行は令和6年3月に「マイナス金利政策」を解除し、17年ぶりに金利を引き上げることを発表した。今後、国債利回りの上昇が期待されることから、市場金利の現状を伺いながら、銀行定期預金から有価証券（国債）への切り換えを進めていく。

2. 事業活動（教育活動・教育活動外）支出計画

私学財政の特徴は「収入を図り、支出を制する」といわれるように、予算計画の重視であり、執行に当たっては、収入・支出とも計画に沿った過不足のない、実効性が要求される。財政の健全性は、大幅な事業活動収支差額を生じさせることなく、収支の均衡を図った上で、総体としてのバランスをとることである。

後述のように、令和 5 年度決算において基本金組入前当年度収支差額が支出超過となったことから、令和 7 年度以降の予算では、抜本的な教育活動支出の見直しを図る。すなわち、従来の予算編成方針を改め、プロジェクトチームの提案に基づく経費節減の取り組みを強化するとともに、全教職員が一体となって諸経費支出の削減を図る。

3. 基本金組入れ計画

施設・設備の充実や教育環境の維持・向上のためには、基本金の組入れが前提となるため、常に収支のバランスを見極めながら、長期的かつ計画的な基本金組入れを行わなければならない。7 号館改築工事等のための第 2 号基本金及び学生の奨学金基金としての第 3 号基本金組入れが令和 6 年度に終了することから、今後、9 号館改築工事等のための第 2 号基本金造成を検討する。

4. 事業活動収支均衡計画

本学は、開学当初から負債を抱える厳しい大学経営のスタートであったが、教育環境の充実や、学部学科の改組による収容定員の増加等と相まって、学生数の安定的確保を図ることができた結果、平成 11 年度以降、消費収支差額（平成 27 年度以降は学校法人会計基準の改正により、基本金組入前当年度収支差額に変更）は収入超過に転じ、20 年以上にわたって収入超過の状態が維持されてきた。しかしながら、令和 5 年度決算では教育活動収入の増加額以上に教育活動支出が増加し、その結果、教育活動収支差額、経常収支差額並びに基本金組入前当年度収支差額は支出超過となった。

そのため、令和 7 年度以降の予算では、抜本的な教育活動支出の見直しを行い、効果的かつ効率的な予算執行を心掛ける。その上で、学内環境の整備及び教育研究活動の維持・向上に努め、教育力及び人材育成力の向上を図る。また、大学には永続的に安定した教育研究活動を行わなければならないという社会的使命があり、そのためにも大学を健全に機能させる経営努力を全教職員が認識し、教学面と経営面の両面から常に収支バランスの維持に努める財政運営を図る必要がある。その基盤となるのが事業活動収支の均衡を目指した財政の安定にあり、毎年度の予算計画では事業活動収支の均衡を図るとともに、資金収支のバランスを保つことを目標とする。

以上

